

2008年7月28日

環境大臣 鴨 下 一 郎 殿

要 請 書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

6月27日、佐賀地裁は、深刻な漁業被害に苦しむ有明海漁民とこれを支援する市民たちが、潮受堤防の撤去、排水門の開門を求めて提起した「よみがえれ！有明訴訟」において、漁民・市民の切実な願いを受け入れ、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じる画期的な勝訴判決を言い渡した。

この歴史的判決が認めたように、深刻な漁業被害は、いまや待ったなしで、「開門」を必要としている。排水門の開放をしないまま、今のままの状態に潮受堤防を存続させるかぎり、漁業被害は年々累積的にその被害を拡大し続けるであろう。

それにもかかわらず、国は佐賀地裁判決を不服として控訴した。同時に、若林農水大臣は、貴省と協議の上「開門調査のための環境アセスメントを行う」との談話を発表した。

しかし、この農水大臣談話について、大多数の国民は、開門調査を否定するためのアセスメントを行おうとしているものと受け取っている。

また、農水省は、営農開始時点である2008年4月までには調整池の水質について農業用水として環境基準をクリアすることを約束してきた。

しかし、実際には、環境基準をクリアするどころか、調整池の水質は基準の数倍も悪化しており、今後も水質改善の見通しが立っていない。

さらに、貴省は、本年3月に九州農政局が長崎県知事に提出したフォローアップ報告書に対し、調整池内の水質が環境保全目標を達成できていないことや、調整池の排水が諫早湾に与える影響、鳥類への影響などが十分に解明されていないことから、引き続き必要な調査・対策を関係機関と連携して実施していくべきとの見解を長崎県知事に通知した。

われわれは、調整池の水質改善には、諫早湾を締め切る潮受堤防の南北両排水門を開放し、調整池に海水を導入するしか途はないと認識しており、それこそが干拓地での営農と有明海の漁業が両立する途だと考えている。

そこで、貴省において、以下の点についてのお考えをお聞かせ願いたい。

記

- 1 調整池の水質を改善するために、農水省に対してどのような指導をするのか。
- 2 潮受堤防南北両排水門の開門に向けた環境アセスメントについて、どのようなアセスメントを想定しているのか。

以上